

関西労災病院看護師等奨学金貸与のしおり

保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」といいます。）を養成する施設に在学している皆さんに奨学金を貸与しています。

奨学金は、卒業後、関西労災病院へ就業しようとする強い意志がある方に貸与されるものです。

貸与を希望される方は、卒業後の進路や退職等により、返還が生じることがないか熟慮したうえで、申請するかどうかを決めてください。

I 奨学金の貸与資格について

奨学金の申請ができるのは、次の条件を満たす方です。

〈対象者〉

看護師等学校養成所に在学する（入学が決定している）方で、卒業後、関西労災病院において看護職員に従事することが確実であると認められる者。

II 奨学金の貸与について

〈貸与月額〉

奨学金の貸与月額は、〈別表1〉のとおり。

〈貸与期間〉

貸与期間は1年次に在学する方（入学が決定している方）は入学した月から、2年次以上に在学する方は、各年次の4月から卒業（養成施設の修業期間を修了する月）するまでの間です。

〈貸与方法〉

貸与決定後、毎月月末（原則）に貸与者名義の口座に振り込みます。

〈貸与の取消し又は停止〉

次の（1）～（3）に該当する場合は、奨学金の貸与の決定の取り消し、又は交付を停止されます。

- （1）休学したとき又は停学処分を受けたとき。
- （2）奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （3）その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

Ⅲ 奨学金の猶予・免除・返還について

貸与した奨学金については、最終的に免除になるか、返還になるかのいずれかになります。

〈返還猶予〉

次の（１）～（２）に該当する場合は、返還が猶予されます。

- （１）卒業後、当院にて看護職員の業務に従事しているとき。
- （２）災害、疾病その他やむを得ない特別な事由があると認められる期間。

〈返還免除〉

卒業後、関西労災病院において引き続き〈別表２〉の期間、看護職員の業務に従事したときは、奨学金の返還が全額免除となります。

また、〈別表２〉の期間には達しないが、業務に従事した場合は、その期間に応じて一部返還が免除となります。ただし、休職期間（「産前産後の休暇」を除く。）について原則、勤務した期間から除外する。

〈返還方法〉

上記の返還猶予、返還免除に該当しない場合、または、次の（１）～（４）に該当する場合は、様式第５号の「関西労災病院看護師等奨学資金返還明細書」を病院長へ提出し、該当する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して１年以内に、一括あるいは毎月均等額を返還していただくこととなります。

- （１）やむを得ない理由がないにもかかわらず、卒業後１年以内に免許を取得できなかったとき。
- （２）免許取得後ただちに、関西労災病院において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- （３）看護師等養成施設を退学したとき。
- （４）奨学金貸与の取り消しを受けたとき。

※ なお、返還金の納入が滞ると、貸与者本人や連帯保証人に対し、督促、催告、財産の差押えなどが行われる場合があります。

Ⅳ 提出書類について

〈申請時〉

申請時には、（１）～（４）までの書類を提出してください。

- (1) 貸与申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
内容についてよく確認した上で、押印してください。
- (3) 履歴書（様式第7号）
- (4) 学業成績等に関する証明書
【申請者が1年次の方】
 - ① 高等学校等の成績証明書
 - ② 入学試験成績証明書
 - ③ 合格証明書の写し（入学前の方）

【申請者が2年次以降の方】
施設の長の発行する学業成績証明書

〈決定時〉

貸与が決定した場合は、(1)～(2)までの書類を提出してください。

- (1) 確認書（様式第3号）
- (2) 銀行口座振込承諾書（貸与決定後送付します。）

※ 提出された書類の個人情報は、当該奨学資金貸与手続きにのみ用いられます。また、取得した個人情報は、独立行政法人労働者健康安全機構の個人情報保護規程に基づき管理されます。

V 注意事項・問い合わせ先

奨学金の貸与は、審査のうえ決定します。申請された方全員に貸与できるわけではありませんのでご了承ください。また、場合によっては、面談を行う場合もございます。

なお、貸与決定は、申請書類提出後、概ね1ヶ月後書面にて通知いたします。

その他詳細については、下記までお問い合わせください。

〒660-8511
兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院
総務課 庶務係
電話 06-6416-1221(代)
FAX 06-6419-1870

<別表1>

関西労災病院看護師等奨学資金貸与金額 一覧表

対象	学校種別	学校の種類	貸与月額
全学年	大学等	看護系大学(4年制)	50,000円
		助産師養成所(1年制)	
		看護系大学院(2年制)	
	その他学校	看護専門学校(3年制)	50,000円
		准看護師免許取得後の 進学コース(2年制・3年制)	40,000円 30,000円 ※選択可能

(注意事項)

- 1 専門学校、進学コースの学生は、本人が貸与金額を選択する。
- 2 無利子貸与とする。
- 3 貸与金額については、最終学年まで同額とする。
- 4 機構職員である学生の場合は別途定める。

<別表2>

関西労災病院看護師等奨学資金免除期間 一覧表

学校種別	貸与月額	貸与年数	1ヶ月勤務あたりの返還金額	免除期間
大学等	50,000円	4年	50,000円	48月
		3年	50,000円	36月
		2年	50,000円	24月
		1年	50,000円	12月
その他学校	50,000円	3年	30,000円	60月
		2年	30,000円	40月
		1年	30,000円	20月
	40,000円	3年	30,000円	48月
		2年	30,000円	32月
		1年	30,000円	16月
	30,000円	3年	30,000円	36月
		2年	30,000円	24月
		1年	30,000円	12月

※免除期間の考え方

看護系大学(4年制)
助産師養成所(1年制)
看護系大学院(2年制) } 貸与総額÷50,000円= 月

その他学校 } 貸与総額÷30,000円= 月

※1月に満たない端数は、繰り上げて1月とみなす。